

財務 VOL.77

マイナンバーの通知にあたっての対応

当レポート財務 VOL.74にてご案内させて頂きました「マイナンバー制度」につき、「個人番号」の通知がいよいよ10月に迫りました。今回は、この時期、事業所として行うべき対応をご紹介させていただきます。一言で申し上げれば「スタッフに対してマイナンバーを周知してもらう」段階と言えるでしょう。

マイナンバーの通知の前に(8月)

マイナンバーの通知の前に、下記のような案内文をスタッフに配布することが望ましいと考えられます。

マイナンバー制度に伴う住民票の確認のお願い

来年1月にマイナンバー制度が開始されますが、マイナンバーは、住民票の住所に「通知カード」が郵送されることにより、皆様に通知されます。

したがって、住民票の住所が現在の住所と同一か確認した上で、昔の住所のままになっている方は、早急に住民票の異動手続きを行って下さい。

なお、住民票の異動手続きに関して不明点がある場合には、住民票の住所の市町村にお問い合わせ下さい。

万が一、住民票を過去の住所から異動させていないスタッフがいる場合、**現在の住所に「通知カード」が届かず、事業所も把握できない**ということになりますが、事前の案内により、そういった事態を回避できます。

また、アルバイトの学生等、住民票が現在の住所から離れた実家にあるスタッフについても、事前の案内により、受取がスムーズになります。

マイナンバーの通知の直前に(9月)

マイナンバーの通知が迫った9月には、下記のような案内文により、スタッフに「通知カード」の厳重な保管を徹底するように周知することが望ましいと考えられます。

通知カードの保管のお願い

来年1月にマイナンバー制度が開始されますが、マイナンバーは、10月以降に「通知カード」が簡易書留で郵送されることにより、皆様に通知されます。

マイナンバーは、来年1月以降の社会保険関係手続きや年末調整等で必要となりますので、皆様には、後日、「通知カード」のコピー(扶養親族の分を含む)を、医院に提出していただきます。

したがって、「通知カード」につきましては、ご家族の分を含め、くれぐれも厳重に保管するようにして下さい。

万が一、「通知カード」が届かないようでしたら、住民票の住所の市町村にお問い合わせ下さい。

「通知カード」は簡易書留で郵送されますので、スタッフの週末の都合が悪い等、**場合によっては医院に転送**を依頼することも考えられます。

また、紛失リスク等を考慮すると、医院で「通知カード」の原本を預かることは好ましいとはいえません(**コピーを預かることが望ましい**といえます)。

加えて、スタッフがご家族を**税金や社会保険の扶養**に入れている場合、当該**ご家族のマイナンバーもお預かりする必要**があることに注意が必要です。

マイナンバーの通知の時期に(10月)

マイナンバーの通知が開始される10月初めには、下記のような案内文をスタッフに配布することが望ましいと考えられます。

個人番号カード交付申請のお勧め

来年1月のマイナンバー制度の開始に伴い、間もなく、皆様のお手元に「通知カード」が届きます。

「通知カード」には、「個人番号カード」の交付申請書が同封されております。

「個人番号カード」とは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICカードです。顔写真入りのため、マイナンバーの番号確認及び本人確認の際に、別途写真入りの身分証明書等(運転免許証、パスポート等)の提示を省略して頂くことが可能となりますし、今後、身分証明書として様々な場面でご活用頂けます。初回については交付手数料もかかりませんので、この機会に「個人番号カード」の交付申請を行うことをお勧め致します。

マイナンバーの収集の際には、事業主に以下の義務が課せられます。

① 正しい番号であることの確認「番号確認」

「通知カード」や「個人番号カード」などで確認することになります。

② 正しい番号の持ち主であることの確認「本人確認」

提出してもらった番号が正しくても、それが本人ではなく、第三者のものであってはなりません。そのため、ガイドラインではマイナンバーを収集する際に「**本人確認**」を行うことを義務付けています。この「**本人確認**」作業において、顔写真の無い通常の「**通知カード**」のみの提示の場合、別途運転免許証、パスポート等の身分証明書の提示が必要となるのですが、「**個人番号カード**」があれば、これ1枚で「**本人確認**」作業が完了します。

マイナンバーを確認できない場合

上記の案内を行っても、スタッフが提示を拒否する等の理由で、マイナンバーを確認できない場合があるかもしれません。周知してもなお、提供を受けられない場合には、**提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にするよう求められています**。余計な事務負担が発生しないよう確実に番号を収集するために、まずは周知徹底を!